

法ガイドライン」に準じた試験方法により、計量法に基づく都道府県知事の登録を受けた計量証明事業者（事業区分：濃度）が発行する品質規格試験成績書
⑤薬品の濃度、比重、温度の関係を示した換算表
⑥緊急時の連絡体制表（乙及び製造業者）
⑦納入作業を行う者（以下「納入従事者」という。）の運転免許証の写し及び名簿
⑧納入に使用する車両（以下「タンクローリー」という。）の車検証の写し及び写真（車両前面、後面、側面各1枚）
⑨標記浄水薬品に関し、乙の貯蔵施設の写真1枚、輸送時に使用する専用タンクの写真（タンク前面、後面、側面各1枚）
⑩計量法第23条及び第118条の規定に従って検査を行った計量器検査成績書（2年以内に発行されたものに限る。）の写し
⑪貯蔵槽への圧送に使用する接続金具を取り付けたホース（以下「納入用ホース」という。）について、第8項（設備）により実施した試験の試験成績書及び試験状況写真
⑫安全データシート（S D S）
⑬第7項のインフルエンザ発生時の対応

（2）乙は、先に届け出た納入計画書に変更が生じる事となった場合は、事前に変更事項及び変更が生じる事となった理由を甲に届け出て、承認を得なければならない。

3 納 入

- （1）乙は甲から納入請求を受けたときは、速やかに甲の指定した納入場所に浄水管理事務所職員の立ち会いのもと納入しなければならない。
（2）納入方法はタンクローリー運搬とする。
（3）納入日時は、原則として閉庁日を除く午前9時から午後4時30分までとする。ただし、緊急時はこの限りではない。
（4）納入場所は同一日に複数の浄水場となることがある。
（5）乙は、納入の都度、成分分析表（濃度、比重及び温度を明記したもの）及び計量証明書を提出するものとする。
（6）甲及び乙は、納入の際に薬品の納入量を相互に確認するものとする。
（7）取扱責任者は、納入にあたり、甲の職員と受入装置、受入方法、その他場内での危険防止のための注意事項等について協議を行い、納入従事者に指導教育を行わなければならない。
なお、納入従事者は、指導教育及び訓練を受けた者でなければならない。
（8）タンクローリー及び納入用ホース並びに運搬用タンク（以下「専用物品」という。）は、専用のものを使用することとし、乙の責任において用意するものとする。その際、乙は安全性に留意し、納入時に使用する物品の品質管理についても責任を持ってあらなければならぬ。
ただし、届け出た専用物品を使用する事ができないときは、従前の薬品名と使用する物品の洗浄方法について届出の上、承認を得なければならない。
（9）乙は、納入時にはイエローカード及び専用保護具、中和剤を所持すること。
（10）甲は、浄水薬品の納入及び管理体制の確認のため、製造工場及び貯蔵施設等を調査することができる。その際、乙及び薬品製造業者は甲の調査に協力すること。
（11）甲の設備運用により、1回の納入で受入可能な量は次のとおり。
　　海水淡水化センター 3,000kg以下
　　硬度低減化施設 11,500kg以下
（12）甲の台風対策として納入請求の当日又は翌日を納入日時に指定することがある。

4 納入場所

北谷町字宮城1番地の27 海水淡水化センター(北谷浄水管理事務所) TEL : 098-936-5257
北谷町字宮城1番地の27 硬度低減化施設 (北谷浄水管理事務所) TEL : 098-936-7798

- (3) 乙は、不完全な機械の使用による損害、あるいは甲の構築物等を汚染または損傷した場合には乙の負担で弁償復旧しなければならない。
- (4) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上定める。